

社団法人 埼玉県農林公社社営林事業標準仕様書

第 1 章 総 則

(趣 旨)

第 1 条 この仕様書は、埼玉県農林公社が発注する社営林事業（以下「事業」という。）の適正な実施を期するため、必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 事業は、図面、設計書及び特記仕様書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところにより施行するものとする。

2 仕様書に明示されない事項又は疑義を生じた場合は、監督員の指示によらなければならない。

(監督員の定義)

第 3 条 この仕様書で監督員とは、社団法人埼玉県農林公社社営林事業契約約款第 6 条に規定する監督員をいう。

(現場発生品)

第 4 条 事業の施行により発生した現場発生品は、監督員の指示を受けて整理し、監督員の承認がなければ他に移動してはならない。

(支給材料及び貸与物件の管理)

第 5 条 支給及び貸与を受けた材料及び物件は、枯損、紛失のないよう常に適正な取扱い、管理を行わなければならない。

(現場管理)

第 6 条 施行現場における火災、盗難、その他事故の防止については、十分留意し、責任をもって措置しなければならない。

2 隣接する他人の土地に入り、立木竹に損傷を与えてはならない。

3 豪雨その他の天災に対しては、十分な注意をはらい、常にこれに対処できるよう準備しておかななければならない。

4 施工区域に誤りのないよう、常に境界標又は施業図に留意しなければならない。

(施工記録)

第 7 条 事業の施工地は、着手前、施工中及び完了後の写真を撮影し、監督員に提出しなければならない。

(測量杭及び境界標柱)

第 8 条 測量杭及び境界標柱は、その位置が変動しないよう適切に保護し、移動、除去をしてはならない。

(諸法規の遵守等)

第 9 条 事業の施工は、関係法規を遵守して、速やかに必要な手続きをとらなければならない。

2 関係官公庁、その他関係機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に申し出て指示を受けなければならない。

(跡かたづけ)

第10条 事業が終了したときは、事業現場及び隣接地の境界のかたづけを行い、事業に起因して生じた排水路の清掃等、原形に復さなければならない。

第2章 材料及び材料の保管

(一 一般)

第11条 事業に必要な苗木その他の材料の調達は、次による。

- (1) 苗木は、林業用種苗需給調整要項（昭和26年埼玉県告示第513号）に定める規格に適合し、発育が完全で組織が完実し、根の発達がよく、かつ病虫害や外傷のないものとし、この購入に当たっては、埼玉県林業用種苗予約生産取扱要領に従うこと。
- (2) 薬剤については、農薬取締法等に適合するものであること。
- (3) 肥料については、肥料取締法等に適合するものであること。
- (4) その他の材料については、日本工業規格等に適合するほか、特に定めのない材料は監督員の承認を受けたものでなければ使用してはならない。

(苗木)

第12条 苗木の輸送及び仮植にあつては、凍結、乾燥及びむれ等により、枯損あるいは活着の低下することのないよう十分注意しなければならない。特に仮植する場合は、日当たりのよい場所、砂礫質土壌又は水植は避け、深さ20cm程度に土を掘下げ、苗木の根を水につけて湿すか、さくに水を十分散水して湿潤にし、苗木を立てるようにして、湿った土が根元に十分かかるようにしなければならない。

2 やむを得ず水仮植を行う場合は、監督員の承認を受けること。

(くず枯殺剤)

第13条 くず枯殺剤（ケイピン）は、農作物などに接近している場合は、その接している地点（つるまで）10m以上離れているところから使用すること。

- 2 降雨、降雪中での使用は、薬剤が流れるおそれがあるので使用はしない。また梅雨、積雪など薬剤が流れ出すような時期の前は使用をさけること。
- 3 薬剤の保管は、乾燥した冷暗所に貯蔵し、薬効の通減を防ぐ。また緑化資材を混材してはならない。
- 4 使用に当たっては、専用の特製錐で穴をあけ、薬剤の遺漏を防ぐこと。1日の使用量のみを搬出し、使用後は残量を確認し、事故のないように保管すること。
- 5 使用本数の最高限度は、1ha当たり2,500本とする。

(肥料)

第14条 肥料は、雨水にあたらぬようにする等良好な状態で保管すること。

(除草剤)

第15条 除草剤は、火気、衝撃及び油類その他有機物との混合を絶対に避け、良好な状態で保管すること。

- 2 使用に当たっては林地内の火災予防に万全の措置を講ずるとともに、特に塩素酸ナトリウム系除草剤の散布中は、たき火、喫煙等火気を絶対に使用しないこと。法令に定め

られた数量（50Kg）以上の除草剤を取り扱う場合は、危険物取扱主任者第1類の有資格者立会いのもとに行うこと。ただし消防法第10条第1項ただし書に定める仮取扱いにより行う場合には、有資格者の立会いを要しない。

第3章 一般施行

第1節 造林事業

（植栽：新植・改植・補植）

第16条 植付方法は、植付点を中心に約60cm四方の地被物を取り除き、径30cm、深さ20～30cm程度に耕うんして根茎、石礫、塵介等を全て除去すること。

2 表土は、植穴の近くに置いて四散しないようにし、地被物を混入させないこと。

3 植穴中央部に挿入した苗木は、根を十分に広げ、根を巻いたり地表に露出させないようにし、細土で覆い、その途中で苗木をゆり動かしながら心持ち引き上げるようにして根の位置を正常にし、足でよく踏みしめ地被物で根元を覆うこと。

（地拵）

第17条 地拵は、全刈筋置き地拵えとし、区域内の立木・かん木・笹・雑草類は、全て地ぎわ（おおむね10cm）から伐倒又は刈払うこと。

2 刈払物・末木枝条等の集積物の置幅はおおむね3m、置高は谷側2m以内とし、崩れないように締め付けること。

3 植幅は可能な限り広くとるようにし、間隔は3.5m～5.5m（3～4本植）を標準とし、正常な植付本数の確保に努める。やむを得ない場合でも2.4mを下回らないこと。

4 集積物の筋置の方向は、原則として等高線状とすること。

なお、枯殺剤（ケイピン）を使用する場合は第25条（つる切）及び第13条（くず枯殺剤）を参照のこと。

（下刈）

第18条 刈り払いは、かん木・笹・つる及び雑草等、造林木の成育に支障となる林床植物を地ぎわからおおむね20cmに刈り払い、造林木を被覆しないように列間に低くかたづけておくこと。刈り払いに際しては造林木に損傷を与えないこと。

2 刈り払った林床植物は、その場所に存置して林外に持ち出さないこと。

3 造林木に巻きついているつる類は根本を切ること。著しく繁茂している場合は、造林木の成育の妨げにならないように除去すること。

4 雪害その他により造林木が倒れているときは、ていねいに起して根踏みをし、要すれば添木を用いて直立させておくこと。

5 地拵的に集積物を支えるために利用したとめ木の萌芽を刈り払うこと。二又木は良好なものを1本残し、他は刈りすて、1本立とすること。

6 筋刈及び坪刈は監督員の指示により行うこと。

（除伐）

第19条 除伐は、密度調整を主体に主林木（主として造林木）の生育を阻害するもの（広葉樹を含む）及び今後阻害するおそれのあるものを伐除すること。

2 造林木の伐除については、次のものから優先的に伐倒すること。

- (1) 病虫獣、風雪害等の被害木
- (2) 形質の悪い木（被圧木、損傷木、曲又木、傾倒木等）
- (3) 優れた木に接近している劣勢木
- (4) 小径木（伐倒しても林分構成上支障がないものに限る。）

3 伐倒後の残存本数は、監督員の指示による。

4 伐高は、地ぎわから20cm以内とする。

5 伐倒に当たっては、かかり木のないようにし、残存木を損傷しないこと。伐倒することにより残存木に損傷を与えるような大径木は、巻き枯しをすることができる。巻き枯しをする場合は、地上60cm程度の樹幹の全周囲の樹皮を幅50cm以上、深さが木質部に達するまで削りとり、かつ木質部に蛇目を入れること。

6 つる類が造林木に巻きついている場合は、根元から切断し、手の届く範囲において切断除去すること。

また、手の届く範囲の造林木の枝打ちをする場合は、第20条（枝打）により実施する。

（枝 打）

第20条 枝打の対象木は、原則としてスギ・ヒノキとし、将来優良な主伐木又は間伐木になると見込まれる林木を選定して実施し、被圧木・損傷木・曲り木等は除くこと。

2 造林木の枝を平滑に切り落とし、傷口が裂けないよう細心の注意を払って実施すること。

3 林縁の一例程度は必要により枝打をしない。

（寒 伏）

第21条 寒伏せに当たっては、その対象造林木の上方斜面の落葉、落枝、かん木、草木類等の地被物を除去すること。

2 地被物除去後、造林木の大きさに応じ穴を掘ること。

3 上記穴に丁寧に造林木を倒し、土壌を密着させ、その上に地被物等が混じらないように土を十分かけること。

4 掘り起しの場合は、造林木の先端を垂直に軽く引張り、正しい姿勢に直して根ぎわを強く踏み固めること。また、起し残しが無いように注意すること。

（保育間伐）

第22条 密度調整を主体に主林木の生育を阻害するもの及び今後阻害するおそれのあるものを伐除すること。

2 伐除の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 病虫獣、風雪害等の被害木
- (2) 形質の悪い木（被圧木、損傷木、曲又木、傾倒木等）
- (3) 優れた木に接近している劣勢木
- (4) 小径木
- (5) 着花量の多い木

3 選木に当たっては、監督員の指示によるほか、林内に標準地を設定し、監督員の承認を受け、これを指標として実施することができる。

4 伐倒に当たっては、かかり木のないようにし、残存木を損傷しないこと。

(巻き枯し間伐)

第23条 密度調整を主体に主林木の生育を阻害するもの及び今後阻害するおそれがあるものを巻き枯すこと。

2 巻き枯しの優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 病虫獣、風雪害等の被害木
- (2) 形質の悪い木（被圧木、損傷木、曲又木、傾倒木等）
- (3) 優れた木に接近している劣勢木
- (4) 小径木
- (5) 着花量の多い木

3 選木に当たっては、監督員の指示によるほか、林内に標準地を設定し、監督員の承認を受け、これを指標として実施することができる。

4 巻き枯しの方法は次に示すいずれかの方法により実施するものとする。

- (1) 樹皮（表皮、師部及び形成層）の全周囲を、胸高直径に7を乗じて得た長さ以上を剥皮する。
- (2) 樹皮（表皮、師部及び形成層）の全周囲を、幅5cm以上かつ深さ1cm以上削り落とす。
- (3) 樹皮（表皮、師部及び形成層）を、50cm程度の幅で環状に剥皮する。
- (4) 木部の全周囲に深さ1cm以上の切り込みを20cm以上の間隔で3本入れる。

(林地施肥)

第24条 林地施肥は、植栽後根部上方施肥を原則とし、施肥孔は平坦地～緩斜地では根張りの外局に4点あるいは環状に、中急斜地では根張りの外局に3点式あるいは半円状に案内棒又は、鋤等を用いて深さ10cm程度に掘さくすること。

2 施肥溝に所定の肥料を入れ、土入れを行った後よく踏みしめること。

3 やむを得ず、ばらまきによる施肥を行う場合は監督員の指示によること。

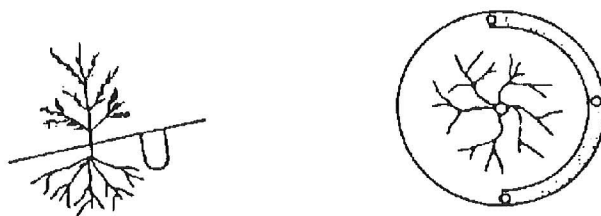
4 空箱、空袋は数箇所に集めて置き、監督員の数量確認を受けてから持ち帰るか、土中に埋めること。

(ア) 平～緩斜地（4点式又は環状）

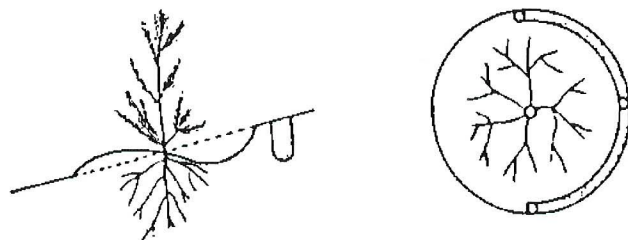
施肥凡例図



(イ) 中斜地（3点式又は半円状）



(ウ) 急斜地 (3点式又は半円状)



(薬剤除草)

第25条 薬剤除草の作業の実施に当たっては、除草剤の特性、散布仕様、実行上の注意事項を熟知し、防護具を着装の上、健康管理・安全管理に万全を期すこと。

2 散布は、散布後おおむね12時間以内に降雨が予想される場合は、効果が落ちるため一時散布を見合わせる。また散布中予期しない降雨があった場合は、一時散布を中止する。風向に注意し、なるべく風上から風下に向けて散布するものとし、開封した除草剤についてはその日のうちに散布すること。

3 剤型別の散布は次によること。

(1) 粉剤使用の場合は、かん木、笹、雑草等の葉茎に除草剤がよく付着するように散布すること。

(2) 造林木に除草剤が付着しないように留意すること。

4 散布した箇所には、地元民・入山者・作業員等に対する注意事項を明記した標示板を散布地の見やすい箇所に標示すること。

5 空箱、空袋は林地内の安全な場所に集め、監督員の数量確認を受けてから持ち帰るか、土中に埋めること。

(つる切)

第26条 造林木に巻きついているつる類はすべて根元から切断し手の届く範囲において切断除去すること。

2 今後造林木の成育に支障が生ずるおそれのあるつる類は、根元から切断すること。

3 枯殺剤(ケイピン)の使用に当たっては、その特性、使用上の注意事項を熟知の上、次の方法により行う。

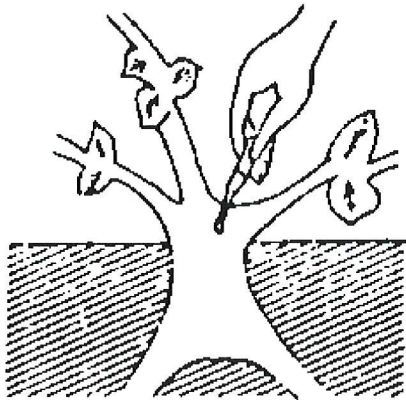
(1) 本剤はつるの根株に刺すのが最も効果的であるので、根株処理を原則とする。

(2) 本剤が簡単に抜けないよう斜めに錐で穴をあけて赤色部分まで差し込むこと。

(3) 本剤の使用量は、1株1~2本を標準とする。

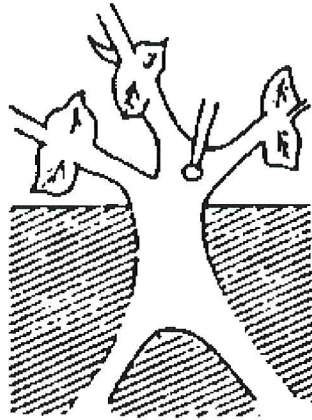
(4) つるに刺す場合は(薬剤処理する部分)その直径1cm以上のものには薬剤露出部分が全部隠れるまで差し込むこと。また、6cm以上のものには両側から2本以上差し込むこと。

(第1図)



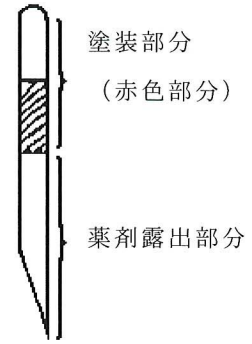
あらかじめケイピンを刺す位置にキリで穴をあけておく。

(第2図)

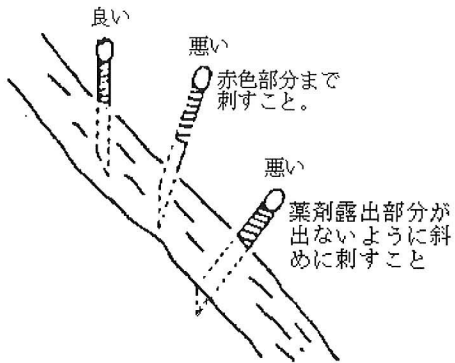


根株に刺すのが最も効果的である。

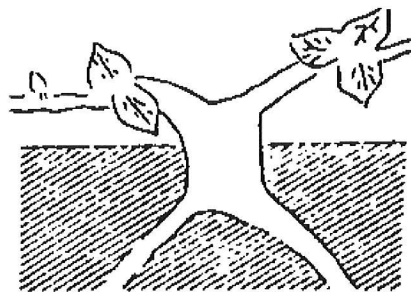
(第3図)



(第4図)

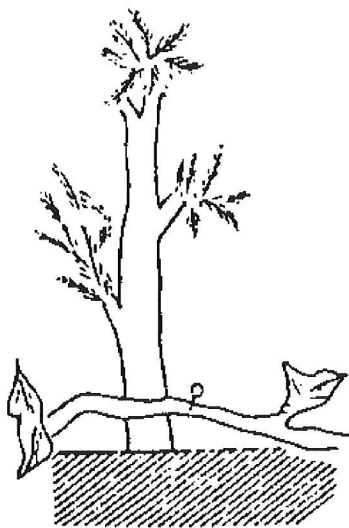


(第5図)



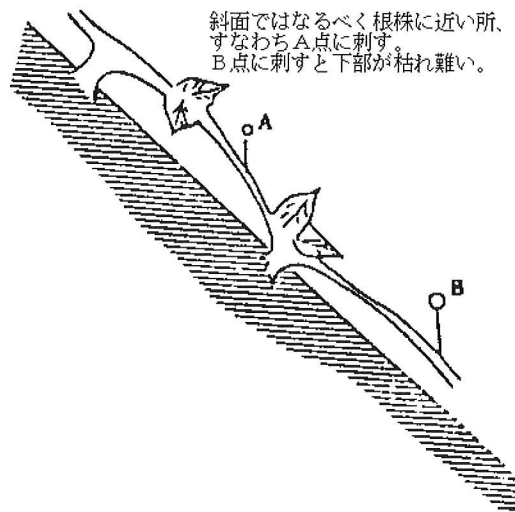
根株に差し込むのが困難な場合はつるの直径が1 cm以上ものを選び処理する。

(第6図)

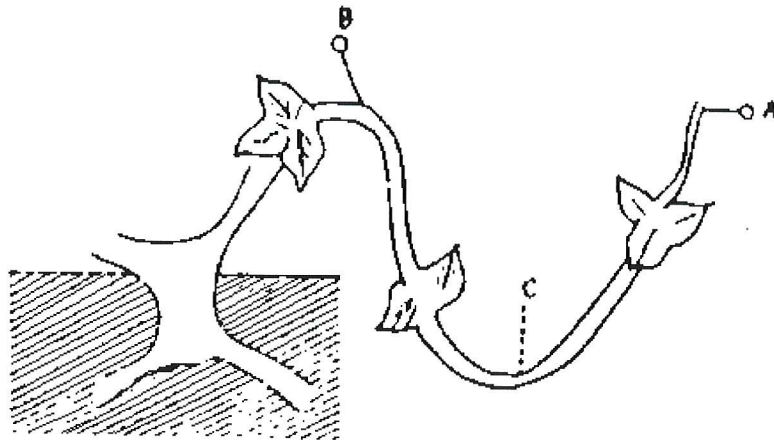


どうしても年齢の低い造林木のそばのつるに刺す必要がある場合でもケイピンをつるの中に完全に埋没させる。

(第7図)



(第8図)



変曲したつるに刺す場合A点に刺すと効果はC点で止まるから、根株に近いB点に刺す。

(倒木起し)

第27条 倒木起しは、倒れた方向の背面側に針金等で引張り起こすのを原則とする。

- 2 共倒れ型の林分は、林分構成上支障がないもののみ伐倒することができる。
- 3 引張り針金等の取付けは、枝の付根から張り、樹幹への食込みのないよう注意する。
- 4 必要な場合は、第21条第4項による根踏みを行うこと。

第2節 社営林保護管理

(歩道新設)

第28条 歩道の幅員は0.5 mを原則とし、横断面は水平になるように切取るのを原則とする。

- 2 路面内の立木、倒木、末木枝条は切断し、区域外に除去すること。
- 3 指示された線形及び勾配に従って適切に行い、造林木に損傷を与えないように注意すること。
- 4 幅員外で歩行の支障となる小径木（造林木は除く）つる類は伐倒除去すること。

(歩道補修)

第29条 歩道の補修は、既設道を原形に復することを原則とする。

(境界刈払)

第30条 境界刈払は、境界標示杭に従い、雑草、いばらを全部根元より刈払い、落葉枝類とともに除去する。

(防火線手入)

第31条 防火線の手入れに当たっては、幅員の範囲内の立木、倒木、末木枝条は切断し、笹、雑草、かん木は刈払い、区域外に除去すること。

- 2 既設幅員を下回らないように注意すること。

附 則

この仕様書は、平成15年4月1日から施行する。

この仕様書は、平成18年4月1日から施行する。